

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>薩摩川内市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務(第1号被保険者)としては、主に、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定し納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。具体的には、</p> <p>①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・老齢福祉年金の受給など、算定基礎情報を確認／整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑧高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給</p>
③システムの名称	Acrocity介護保険、Acrocity総合収納、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル 総合収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2表 第2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、137及び161の項</p> <p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2表 第131及び132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢・介護福祉課
②所属長の役職名	高齢・介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部行政経営課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部高齢・介護福祉課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱う場面では、リスクに対して次の対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、個別にファイリングを行い、特定個人情報が含まれていることが分かるように標題を付している。 ・書類を保存する際に、特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号を使用するシステムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証によって限定している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。このような対策を講じていることから、権限のない者(人事異動によりアクセス権限を失った職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であるといえる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢・介護福祉課長 橋口浩文	高齢・介護福祉課長 遠矢 一星	事後	平成29年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数が	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数が	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数が	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数が	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数が	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年8月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数が	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢・介護福祉課長 遠矢 一星	高齢・介護福祉課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数が	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数が	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IV リスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VI リスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部高齢・介護福祉課	保健福祉部高齢・介護福祉課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部高齢・介護福祉課	保健福祉部高齢・介護福祉課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年4月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第68の項	番号法第9条第1項 別表の第100の項	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和7年4月21日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	<p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2表 第2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、137及び161の項</p> <p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2表 第131及び132の項</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和7年4月21日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年4月21日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業 判断の根拠		<p>特定個人情報を扱う場面では、リスクに対して次の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、個別にファイリングを行い、特定個人情報が含まれていることが分かるように標識を付している。 	事後	様式変更に伴い追記
令和7年4月21日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年4月21日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年4月21日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		個人番号を使用するシステムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証によって限定している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。このような対策を講じていることから、権限のない者(人事異動によりアクセス権限を失った職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であるといえる。	事後	様式変更に伴い追記